

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第八十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	一〇二〇十九 (略) 二〇二〇 リソカブタゲン マラルユーセル
改正前	一〇二〇十九 (略) (新設)

(傍線部分は改正部分)